

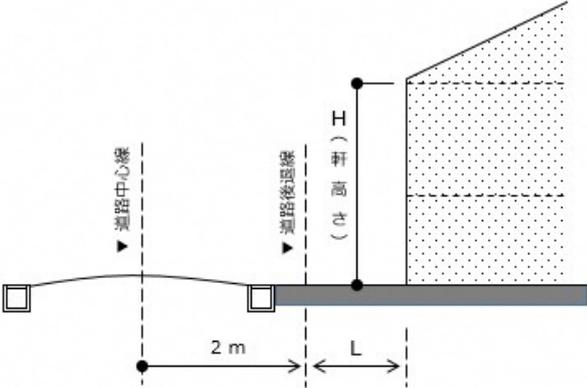
草津市 危険木造建築物解体費補助金

草津市では、震災時の避難経路を確保することを目的に、地震による倒壊で狭あい道路（*1）をふさぐ可能性の高い旧耐震基準の木造建築物（*2）の解体費用の一部を補助する「草津市危険木造建築物解体費補助事業」を行っています。

（*1） 狭あい道路 : 建築基準法第42条第2項に規定する道路をいいます。

（*2） 旧耐震基準の木造建築物 : 昭和56年5月31日以前に着手された木造の建築物で用途や規模は問いません。

なお、過去に草津市木造住宅耐震改修等事業補助金を受け耐震補強工事を実施された住宅は除きます。

補助対象チェック	補助金額
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）の木造建築物である <input type="checkbox"/> 狭あい道路（建築基準法第42条第2項に規定する道路）に面して建築されている <input type="checkbox"/> 狭あい道路の道路後退線から、建築物の外壁までの距離が、建築物の軒高さ以内である（※ 下図参照 … $H \geq L$） <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>The diagram illustrates the relationship between building height and distance from the road. A road centerline is shown on the left. A road setback line is marked 2m from the centerline. A building is shown to the right of the setback line. The distance from the setback line to the building's outer wall is labeled 'L'. The building's height is labeled 'H (軒高さ)'. A note indicates that the condition is $H \geq L$.</p> </div>	<p>下記いずれか低い額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解体費の 1/5 ・ 20 万円



注意事項

- ・ 補助金申請前に、内容等について市建築政策課への事前相談をお願いします。
- ・ 工事中・工事完了後 の場合は、補助事業の対象となりません。

事前相談
お問合せ

草津市役所 都市計画部 建築政策課 建築指導係 TEL : 077 - 561 - 2378
〒 525 - 8588 草津市草津三丁目13番30号 4 階 FAX : 077 - 561 - 2486

手続の流れ

[申請者]

[草津市]

事前相談

事前相談
(随時受け付けます)

相談 →

現地調査
(対象に該当するか確認します)

補助金申請

補助金申請
(様式 第 1 号)
※ 添付書類 : 第 7 条 参照

申請 →

補助金申請
の内容確認

↓

交付決定

通知 →

工事の着工

工事

工事完了報告
(様式 第 8 号)
※ 添付書類 : 第 11 条 参照

提出 →

補助対象工事
内容調査確認

↓

交付額の決定

通知 →

補助金額
確定通知受理

完了報告・金額決定

補助金の請求
(様式 第 10 号)

請求 →

交付

交付

添付図書

(交付申請時・完了報告時)

[交付申請] : 工事着手前に提出する補助金交付申請書類

(添付チェック)



- 交付申請書 (様式 第 1 号)
- 敷地の位置図
 - ・ 敷地の位置を赤書き等で明示
- 解体する危険木造建築物の配置図
 - ・ 解体建築物を赤書き等で明示
 - ・ 狭あい道路の境界線から解体建築物の外壁までの距離を記載
- 解体する危険木造建築物の概要図 (軒の高さが分かるもの)
 - ・ 軒高、階数や規模 (面積等) について記載
- 現況写真
 - ・ 構造 (木造建築物であること) が分かるもの
- 請負業者からの見積書写し

[実績報告] : 工事完了後に提出する工事实績報告書類

(添付チェック)



- 実績報告書 (様式 第 8 号)
- 着工前・完了後の全景写真
- 請負業者との契約書の写し
- 請負業者の建設業または解体工事業の許可書の写し
- 建設リサイクル法届出書の写し
 - (解体建築物の床面積が 80㎡ 以上の場合)
- 請負業者と廃棄物収集運搬業者および処理業者との委託契約書・許可書等の写し
 - (請負業者が産業廃棄物を委託して処理した場合)
- 請負業者が発行した請求書の写し
- 領収書の写し
- 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) のうち排出事業者用の票の写し